

ブラジル

2019年8月27日 決議 INPI/PR No.245/2019

商標登録の共同所有権制度

目次

通則

出願人

同盟国における優先権

登録可能性

出願に対する優先の権利

権利の移転

抹消

当事者により発行される捺印文書

最終規定

2020年3月9日 決議

ブラジル

2019年8月27日 決議 INPI/PR No.245/2019

特許、コンピュータプログラム及び集積回路・回路配置分野を担当する部門長は、権限を行使して、また、国家工業所有権庁の商標、意匠及び地理的表示分野を担当する部門長は、2017年1月27日付けの開発商工省大臣指令 (Ministerial Directive MDIC) 第11号によって承認された INPI 国内規則第152条 XII 及び第156条 XIII に規定する法的権限を行使して、

商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書への準拠による商標の国際登録のためのマドリッド協定へのブラジルの加盟が差し迫っていることを考慮し、
国内出願とマドリッド議定書に基づき受領した指定との間の商標登録手続の標準化を考慮し、
登録及び商標登録出願の処理における効率及び統一性を促進する必要性を考慮し、
共同所有権制度に基づき登録及び商標登録出願の INPI による処理を容易にする手段の発展を考慮し、

次のことを合意する。

第1条 商標登録の共同所有権制度を是正すること。

第2条 商標登録の共同所有権制度は、1登録又は1商標登録出願当たり1又は複数の所有者又は出願人を含めることを許容する。

補項・商標登録の共同所有権制度に基づく出願手続は、電子的にのみ行うことができる。
ただし、長期間にわたる電子的手続の休止により権利保護に重大な損害が生じる場合を除く。

通則

第3条 所有権情報を有する登録又は商標登録出願に関する INPI の公告は、すべての共同所有者又は出願人の詳細を含むものとする。

出願人

第4条 共同所有権制度に基づく商標登録出願の著作権者は、クレームされる商品又はサービスに対して、直接的に、又は直接若しくは間接に支配する企業を通じて、法的に有効な支配を行使し、当該状態を登録出願に記載することとする。

第5条 共同所有権制度に基づく証明標章登録出願の著作権者は、証明の対象とする商品又はサービスにおいて直接の商業的又は工業的な利益を保持してはならない。

第6条 共同所有権制度は、団体標章登録には認められない。

同盟国における優先権

第 7 条 商標登録出願は、外国での優先権と同一数の所有者により提出された場合には優先権を保証される。

補項・異なる数の所有者により提出された出願に関しては、優先権について譲渡証書を提出することとする。

登録可能性

第 8 条 標識の標章としての登録可能性を分析するうえで、所有者が当該出願の出願人と完全に同一ではない場合、上記権利は第三者の権利とみなされる。

(1) 出願人のうち何人かが当該権利の所有者である場合にも、上記規定が適用される。

(2) 標識の標章としての登録可能性が同意に基づく場合、標識を標章として登録するために、出願人は権利の所有者による許可を受けなければならない。

第 9 条 如何なる異議、行政上の無効申請又は抹消の要件も、申し立ての基礎となる登録又は登録出願の共同所有者の 1 によってのみ提出された場合であっても、公にされなければならない。

補項・1996 年法律第 9279 号第 129 条(1)に基づく如何なる異議、及び同法律第 124 条 XXIII 又は第 126 条に基づく如何なる異議又は行政上の無効も、提出より 60 日の期間内に、商標登録出願が主張された権利のすべての所有者のために提出されたことが示される場合にのみ公にされる。

出願に対する優先の権利

第 10 条 商標登録に対する優先の権利は、出願人の 1 が 1996 年法律第 9279 号に定める要件を満たす場合、認められる。

権利の移転

第 11 条 譲受人は、移転の対象となる登録の請求又は商標登録出願のための法的要件を満たすものとする。

補項・冒頭の規定が満たされない場合、移転は拒絶されるものとする。

第 12 条 移転は、同一の共同所有者又は出願人の集団のためになされた、同一又は類似の商品又はサービスに関する同一又は類似の標章についてのすべての登録又は出願からなるものとし、違反した場合は同一の所有者間の未移転の登録又は出願は取り消される。

第 13 条 登録又は商標登録出願の共同所有者又は出願人の包含又は除外に関する注記は、所有権移転申請の一部として行われるものとする。

第 14 条 登録又は商標登録出願に対応する権利の移転は、すべての共同所有者、出願人又はその代理人からの許可を受けた場合にのみ行われるものとする。ただし、裁判所若しくは仲裁手続の一部として又は公文書に基づく分配を根拠に移転が要求された場合は除く。

抹消

第 15 条 少なくとも 1 の共同所有者が標章を使用していることを示す場合、抹消は発生しない。

補項・標章がもはや使用されていないことを主張する正当な理由がある場合、提出された理由には、如何なる共同所有者によっても当該標章がもはや使用されていない旨を示さなければならない。

当事者により発行される捺印文書

第 16 条 第 9 条に規定する条件に基づく場合は除くが、1996 年 5 月 14 日法律第 9279 号に規定する登録又は商標登録出願に関する捺印文書は、すべての共同所有者、出願人若しくはその代理人により又はすべての当事者を代理する正当な権限を有する単一の受任者により、共同で発行されなければならない。

(1) 単一の受任者が扱わない場合、捺印文書はすべての共同所有者、出願人又はその代理人により署名されるものとする。

(2) 代理に関して、INPI への公的な目的及び登録について、出願を提出する代理人のみが注記される。

第 17 条 海外に居住する共同所有者又は出願人は、1996 年法律第 9279 号第 217 条に規定する条件を満たさなければならない。

最終規定

第 18 条 商標出願において共同所有権制度を利用する請求は、2020 年 3 月 9 日より e-INPI システムで利用可能となる。

第 19 条 本決議は 2019 年 10 月 2 日より施行する。

2019 年 8 月 27 日、リオデジャネイロにおいて

2019年8月27日 決議 INPI / PR No. 245/2019 の規定及びその他の措置の廃止

決議

第1条 e-INPI システムを用いた商標登録における共同所有権制度に関連する請求の提出日は、特定の法律に規定されるものとする。

第2条 2019年8月27日 決議 INPI / PR No. 245/2019 に規定された第18条は、当該条項により廃止されるものとする。

第3条 本決議は署名日において発効するものとする。

2020年3月9日，リオデジャネイロにおいて